

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令
(案) 等について

令和 7 年 5 月
環 境 省

1. 改正の趣旨

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）は、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するとともに、猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保（生態系の保護を含む。）、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的としている（法第 1 条）。

近年、ヒグマ、ツキノワグマ及びイノシシを始めとする大型獣の人の生活圏への侵入が相次いでおり、人身被害の件数が顕著に増加している。大型獣の人の生活圏への侵入に対しては、現行の銃猟規制では効果的かつ機動的に対処することができず、地域住民や捕獲従事者を始めとする人の生命又は身体に危害が及ぶ事案が発生している。

令和 6 年 7 月に開催された「鳥獣保護管理法第 38 条に関する検討会」において、法第 38 条の改正に関する対応方針が取りまとめられた。

同方針も踏まえて第 217 回国会において成立した、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 28 号。以下「改正法」という。）を施行するため、改正法において下位法令に委任された事項等について以下の政省令の改正を行う。

- ・ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令（平成 14 年政令第 391 号）
- ・ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成 14 年環境省令第 28 号）

2. 改正の概要

(1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令の一部改正

① 危険鳥獣について（新設）

改正法による改正後の法（以下単に「改正後の法」という。）第 2 条第 6 項において、「危険鳥獣」とは、熊その他の人の日常生活圏に出現した場合に人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれ大きいものとして政令で定める鳥獣をいうこと

1 としているところ、当該政令で定める鳥獣としてヒグマ、ツキノワグマ及びイノ
2 シシの3種を定めることとする。

3 ② 緊急銃猟を実施する者の要件について（新設）

4 改正後の法第34条の2第3項において、市町村長は、緊急銃猟をその職員又
5 はその職員以外の者に実施させる場合には、政令で定める要件を備える者に緊急
6 銃猟を実施させることとしているところ、当該政令で定める要件として、

7 ア 次に掲げる銃器を使用することにより緊急銃猟を実施する者が、それぞれ次
8 に定める狩猟免許を受けた者であること。

9 ・ 装薬銃 第一種銃猟免許

10 ・ 空気銃 第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許

11 イ 過去一年以内に銃器による射撃を二回以上した者であること。

12 ウ 過去三年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする銃器と同種の銃
13 器を使用して、危険鳥獣又はこれに類するものとして環境省令で定める鳥獣の
14 捕獲等をした経験を有する者であること。

15 エ 日出前又は日没後において緊急銃猟を建物内以外の住居等又はその付近に
16 おいて実施しようとするときは、その適正な実施のために必要な環境省令で定
17 める射撃の技能を有し、かつ、その適正な実施に関する講習で環境省令で定め
18 るものの課程を修了した者であること。

19 を定めることとする。ただし、麻酔銃を使用して緊急銃猟を実施する場合につい
20 ては、ウの要件のみ求めることとする。

21 ③ 緊急銃猟をの実施に伴う人の生命又は身体に対する危害を防止するための通
22 行の禁止又は制限の手続について（新設）

23 改正後の法第34条の4第1項において、緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は
24 身体に対する危害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定める手続
25 に従い、当該危害が発生するおそれのある場所の通行を禁止し、又は制限するこ
26 とができることとしているところ、当該政令で定める手続として、

27 ア 通行の禁止又は制限に当たっての警察署長への通報

28 イ 鉄道が敷設されている場合、アの通報前の鉄道事業者への協議

29 ウ 通行の禁止又は制限の旨及び理由その他環境省令で定める事項を掲示し、か
30 つ、禁止し又は制限すべき場所への通路に市町村の職員若しくは車両を配置
31 し、その他その場所とその他の場所を明確に識別できる方法により行わなけ
32 ればならないこと

33 エ ウの掲示事項について環境省令で定めるところにより電気通信回線を接続
34 して行う自動公衆送信による公衆の閲覧に供すること
35 を定めることとする。

④ その他

上記の他、条の新設の伴う定義規定の移動や条ずれ等、必要な整備を行う。

(2) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部改正

① 危険鳥獣に類する鳥獣について（新設）

緊急銃猟を実施する者の要件として、(1) ②ウのとおり、危険鳥獣又はこれに類するものとして環境省令で定める鳥獣の捕獲等をした経験を有する者であることを求める予定であるところ、当該鳥獣として、ニホンジカを定めることとする。

② 夜間に建物の外において緊急銃猟を実施する者の要件について（新設）

日出前又は日没後において緊急銃猟を建物内以外の住居等又はその付近において実施する場合にあっては、その実施者の要件として、(1) ②エのとおり、その適正な実施のために必要な環境省令で定める射撃の技能を有し、かつ、その適正な実施に関する講習で環境省令で定めるものの課程を修了した者であることを求めることとする予定であるところ、当該射撃の技能の基準としては、

ア 射撃場における五回以上の射撃において、次に掲げるいずれかの範囲（ライフル銃（ハーフライフル銃を除く。）にあっては次のア)に掲げる範囲）に全て命中させる技能又はこれと同等の技能を有すること。なお、射撃線から標的までの距離は五十メートルとし、射撃姿勢（銃身を架台、土のう等に依託する場合を含む。）は問わない。

ア) 標的の中心から二・五センチメートル

イ) 標的の中心から五・〇センチメートル

を定め、緊急銃猟の適正な実施に関する講習としては、

イ 夜間銃猟安全管理講習として、夜間銃猟をする際の安全の確保に関する知識等について、5時間以上の講習を定めることとする。

③ 通行の禁止又は制限に当たり掲示すべき事項について（新設）

通行の禁止又は制限に当たり、(1) ③ウのとおり、通行の禁止又は制限の旨及び理由その他環境省令で定める事項の掲示をする予定であるところ、当該事項として、

ア 通行の禁止又は制限を行う場所

イ 通行の禁止にあっては、その期間

ウ 通行の制限にあっては、その期間及び制限の内容を定めることとする。

また、(1) ③エの公衆の閲覧は、市町村のウェブサイトへの掲載により行うこととする。

④ 損失補償の請求手続について（新設）

改正後の法第 34 条の 6 第 2 項の規定による補償の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出して行うものとする。

ア 請求者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

イ 補償請求の理由

ウ 補償請求額の総額及びその内訳

3. 施行期日

上記政省令の施行期日は、改正法の施行日（令和 7 年 9 月 1 日予定）とする。